

公益社団法人福岡県社会福祉士会 役員選出規程（案）

規程第●号
2026年12月●日制定

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員及び代議員選出規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

（改選年）

第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の6月の定時代議員総会において行う。
2 理事会は、前項の改選実施について、その9ヶ月前から会員へ広報しなければならない。
3 第1項の規定にかかわらず、定款第36条第2項の規定に基づき、監事はその任期に従い選任後4年毎に改選する。

（会員理事選挙の公示）

第3条 選挙管理委員会は、改選年の2月までに、会員理事選挙に関する公示を行わなければならない。
2 選挙管理委員会の設置及び運営に関する細目は、理事会が別に定める。

（立候補受付期間）

第4条 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定め、改選年の3月15日までにこれを完了させなければならない。

（立候補届様式）

第5条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならない。
2 立候補者の自署及び捺印のないものと立候補者の顔写真のないものは無効とする。

（推薦書様式）

第6条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。
2 推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。
3 立候補者確認印のないものは無効とする。

（応募手続）

第7条 立候補者は、第5条の立候補届を提出するときは、3人の正会員から第6条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、選挙管理委員会が定めた期限までに必着となるよう提出するものとする。
2 前項の応募は、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。

（立候補者の名簿等情報の公表）

第8条 選挙管理委員会は、立候補者の名簿等の情報を会報等により会員に公表する。
(1) 氏名
(2) 年齢
(3) 会員番号
(4) 勤務先名称及び職種内容
(5) 自宅住所地及び勤務地の住所地（市区町村名のみ）
(6) 主な活動歴（社会福祉士会での活動歴及び勤務先での職務経歴）
(7) 立候補の理由・抱負
(8) 顔写真
(9) 推薦者の氏名と会員番号

（立候補者定数未達の措置）

第9条 立候補者数が定款第32条第1項第1号に定める定数（15人以上20人以内）の下限に満たない場合は、選挙管理委員会は、改選年の4月末日までに7日間以上の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法等については、選挙管理委員会が改めて示す方法に従うものとする。

(会員理事選任の方法)

第10条 定時代議員総会において会員理事を選任するときは、定款第29条（書面議決等）により出席とみなされた者を含めた出席者の投票結果に基づき決するものとする。

2 立候補者数が会員理事定数の上限（18人）を超えた場合は、前項の出席者による選抜投票を行い、得票数上位18人が理事として選任される。

3 立候補者数が会員理事定数の範囲内（13人以上18人以内）である場合は、個々に第1項の出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。

4 定時代議員総会の当日出席者による投票は、無記名投票とする。

(事前の書面表決による投票)

第11条 定時代議員総会に出席できない者は、予め本会が指定した書面表決用紙を提出し、又は電磁的な方法により期限までに投票するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合においてはその書面表決を無効とする。

(1) 書面表決者本人の氏名・会員番号が無い場合

(2) 提出期限の期日を過ぎた場合

3 書面表決を行った者は、期限を過ぎて書面表決用紙の差し替え、取り消しはできないものとする。

4 選挙管理委員会は、郵送により提出された書面表決用紙は事務局において受け付け計数管理し、厳重に保管するものとし、定時代議員総会当日の投票時までの間、その投票総数以外の情報は非公開とする。

5 選挙管理委員会は、定時代議員総会終結後3か月間は、書面表決済みの書類は厳重に保管しなければならない。

(会員理事の具体的投・開票方法等)

第12条 第10条第2項（立候補者数が会員理事定数の上限18人よりも多い場合）の投票方法は、次のとおりとする。

(1) 立候補者の氏名が列記された用紙に定数の上限数（18個）の○印を付して投票する。

(2) ○印の合計数が会員理事定数の上限よりも多い場合（19個以上）は、これを無効票とする。

2 選挙管理委員会は、定時代議員総会当日、事前の書面表決結果と当日実施した投票結果を合算し、次の基準にて決するものとする。

(1) 投票された○印の合計得票数の上位第1位から第18位までの18人を当選とする。

(2) 第18位の得票数が同数で複数人となった場合は、その同数の候補者を対象として、定時代議員総会当日の出席者全員により、選挙管理委員会が示す方法で決戦投票を行う。

(3) 前号の決選投票の結果、なお同数の場合には、選挙管理委員会が示す方法で、立候補者同士でくじ引きを行い決する。

(補欠選挙)

第13条 会員理事に欠員が生じ、規則第6条第1項第1号に規定する会員理事定数の下限（13人）の人数を満たさず、定款第32条第1項第1号に規定する理事定数の下限（15人）を下回ったときは、その定時代議員総会の終結後直近の代議員総会または臨時代議員総会で補欠選挙を行うものとする。ただし、直近の代議員総会が役員改選を予定している場合はその限りではない。

2 前項の手続き方法等については、理事会の議決を経て、第9条第1項の規定に準じて行うものとする。

(補充選挙)

第14条 会員理事数が、規則第6条第1項第1号に規定する会員理事定数の範囲内であって上限（18人）に満たない場合、直近の代議員総会または臨時代議員総会で補充選挙を行うことができる。

2 前項の手続き方法等については、理事会の議決を経て、第9条第1項の規定に準じて行うものとする。

(役員の名簿公表)

2025-6-27

第15条 役員が代議員総会で選任されたときは、会報等により会員に報告するとともに、公益社団法人福岡県社会福祉士会情報公開規程第3条の規定に基づき、すみやかに本会ホームページに役員名簿を次のとおり公表するものとする。

(1) 役職名

(2) 氏名

2 前項各号の内容について役員に異動があったときは、すみやかに最新の名簿情報を公表するものとする。

(改廃)

第16条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2026年12月●日から施行する。